



株主総会決議の瑕疵と 決議の効力

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

当社は株主総会開催のため招集通知を準備しているところですが、株主総会決議の効力に問題が生じた事例にはどのようなものがあるのでしょうか。

1 株主総会決議の瑕疵と決議の効力

株主総会の決議に手続上または内容上の瑕疵がある場合、その決議は違法なものとなり、その効力が問題となります。会社法は決議の不存在・無効確認の訴え（会社法830条）と決議取消の訴え（同法831条）を規定しています。決議の不存在というのは、そもそもまったく決議が行われたという事実がないにもかかわらず決議に基づく登記がなされている場合や、一応総会らしきものは存在するが法的には瑕疵が著しくておよそ決議があったとはいえないような場合です。決議が無効となるのは、決議の内容に法令違反があるときです（同法830条2項）。決議が取り消されるのは、①招集の手続又は決議方法が法令もしくは定款に違反し又は著しく不公正なとき、②決議の内容が定款に違反するとき、③決議について特別な利害関係を有する者が議決権を行使したことにより著しく不当な決議がなされたときです（同法831条

1項）。

決議の瑕疵を主張しその決議の取消を求めるには、決議取消の訴えによらなければなりません（同法831条1項）。これに対し、決議の不存在・無効については決議不存在確認や決議無効確認の判決を得なくても当然に不存在・無効の主張をすることができますとされます。

決議取消の訴えは、判決の確定があるまでは一応有効な決議を、その決議のときに遡って無効とする訴訟です。決議の日から3か月以内という提訴期間が設けられており、提訴期間を経過すると決議は有効なものとして確定します。

決議取消の訴えにおいて、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反していれば必ず決議が取り消されるものではなく、裁判所が裁量で請求を棄却することもできます（同法831条2項）。裁量棄却の要件は、①違反する事実が重大でなく、かつ②違反する事実が決議の結果

に影響を及ぼさないことです。議長が採決にあたって賛成・反対の票数を数え間違えたけれども結論には影響がなかった場合や、誤って代理人資格のない者を総会に参加させてしまったがその者の議決権数を差し引いてもなお決議の結果には影響がないというような場合には裁量棄却が考えられます。

2 株主総会決議の効力が争われた裁判例

(1) 株主平等原則（同法109条1項）の趣旨に違反するとして決議の無効を認めた裁判例

Y社は、非公開の株式会社ですが、会社法109条2項が同条1項の規定にかかわらず非公開会社は同法105条1項各号に掲げる権利に関する事項について株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定款で定めることができるとしていることから、敵対的な株主が存在すると経営の意思統一が図れないとの理由で議決権及び剰余金の配当に関し株主ごとに異なるものとする旨の規定を新設する定款変更の決議をしました。

これに対し裁判所は、会社法109条2項の属人的定めは同条1項の例外として置かれたものであり、同制度につき株主平等原則が適用されることはないものの、この制度を利用して行う定款変更が具体的な強行規定に形式的に違反する場合はもとより、差別的取扱いが合理的な理由に基づかずその目的において正当性を欠いている場合や、特定株主の基本的権利を実質的に奪うものであるなど当該株主に対する差別的取扱いが手段の必要性や相当性を欠くような場合には、そのような定款変更をする決議は株主平等原則の趣旨に違反するものとして無効となるとしたうえで、本件決議は特定株主をY社の経営から実質的に排除し、その財産的犠牲の下に経営陣によるY社の経営支配を盤石ならしめる目的で行われたもので正当性を欠くうえ、株主としての基本的権利を実質的に奪うもので差別的取扱いが手段において相当性を

欠いており、株主平等の原則の趣旨に反しているとして本件決議は無効であると判示しました（東京地裁立川支部平成25年9月25日判決）。

(2) 株主総会の招集手続が法令に違反するとして決議を取り消した裁判例

Z社は、第35期決算承認の議案にかかる貸借対照表、損益計算書、第35期の決算に関する監査役が「現在の会社の対応では不能である」とした監査報告書が添付されているものの、事業報告も計算書類の個別注記表も添付されていない招集通知を出し、この招集通知を受けた株主Xが、Z社の営業時間内にZ社本店に出向き、事業報告、計算書類ならびに附属明細書の閲覧、謄本を請求したところ、Z社はこれを拒否しました。Z社では事業報告を作成しておらず、監査報告を本件株主総会の2週間前からZ社本店に備え置いていませんでした。

裁判所は、法定備置書類の本店への備置き（同法442条1項1号）や株主によるその閲覧、謄本の交付（同条3項）は、株主の株主総会への準備を目的とした定時株主総会招集手続の一環であり、その懈怠は原則として決議取消事由にあたり、そのうえで株主総会の招集通知に際して提供されるべき事業報告を欠いていたこと、Xの計算書類の附属明細書の閲覧、謄本の交付要求が拒絶され、法定備置書類の備置きに不備があったことについて株主総会の招集手続における瑕疵が認められることに加え、第35期の決算に関して作成された監査報告書には監査不能の記載があるのみで実質的には監査報告の提供があったとは言い難く、第35期の決算書類の承認に関する株主の実質的な準備は不能であったというべきであることから、これらの手続の瑕疵は重大であるとして決議への影響の有無を論ずるまでもなく本決議は取り消されるべきであると判断しました（東京地裁平成27年10月28日判決）。